

ユニット型施設における個室面積基準引き下げの撤回を求める

2010年7月31日

全日本民主医療機関連合会

会長 藤末 衛

7月29日、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会は、特養ホームなどのユニット型施設について、個室の居室面積基準を引き下げることがを了承しました。現在のユニット型施設の個室の居室面積基準は「13.2㎡以上」ですが、これを「10.65㎡以上」（ほぼ六畳半の広さ）に引き下げるという内容です。約1カ月間のパブリックコメントを経て、9月にも関係省令を改定し施行する方針です。厚労省は、今回の引き下げの理由として、「ユニット型施設では自己負担が高額になり、低所得の方が入りにくい」「原則、個室という方針を守っていききたいという思いの現れ」と説明しています。

私たちは、以下の理由から、今回の面積基準引き下げに反対します。

第1に、個室の保障は憲法25条に基づく人権保障の一環であり、厚労省自身も述べている通り、「原則、個室とする方針」は当然に堅持すべきです。しかし、このことは単に「個室であればいい」ということでは決してなく、入所者の尊厳が真に尊重される居住環境が保障されなければなりません。今回の面積基準引き下げは、明らかにそれに逆行するばかりか、「低所得者は狭い居室でよい」と国が宣言したことを意味するものです。断じて承伏できません。

第2に、低所得者が現在の個室ユニット型施設に入所できない最大の理由は、2005年の介護保険法改定において「施設給付の見直し」の名のもとに、施設の居住費・食費が保険給付から外され、入所者の自己負担とされたことにあります。入所のための費用を工面できずに「待機者にすらなれない」事態も生じています。低所得者の個室ユニット型施設への入所を可能とするために着手すべきは、面積基準の引き下げなどではなく、居住費・食費を保険給付に戻すことです。

第3に、面積基準の引き下げが、施設整備を促進する方策のひとつとしても位置づけられている点です。建設コストが抑えられるというのが理由です。しかし、施設整備が進まない主要な原因は、2005年度以降、国の施設整備費補助が交付金に改組され、さらに縮小・廃止されてきたこと、「参酌標準」によって整備目標数が抑えられてきたこと、施設給付費に対する国の負担が減らされ、都道府県の負担にシフトされたことなどにあります。施設整備を強化・促進していくために求められているのは、小手先の対応にとどまらない、これらの整備抑制方針そのものの転換です。

第4に、国が打ち出している「地域包括ケア」との関係です。「住まい」を重視し、リハビリ機能などを有しない従来型の施設を「ケアが組み合わせられた集合住宅」として再編する方向が打ち出されていますが、「規制緩和」「市場化」を前提とした構想のもとでは、今回改められた居室面積基準が、なし崩し的に「ケアが組み合わせられた集合住宅」の居室環境の「標準」とされていくことにもなりかねません。

改めて、以下の点を求めます。

- 1 今回のユニット型施設における個室の居室面積基準の引き下げは撤回すること
- 2 介護保険施設の居住費・食費を保険給付に戻すこと、低所得者の費用負担を軽減する仕組みを拡充することと合わせ、生活保護受給者が個室ユニット型施設に入所できるよう国として必要な措置を講じること
- 3 個室ユニット型施設の整備を促進すること、そのために、施設建設に対する公的補助を大幅に拡充するとともに、施設給付費に対する国の負担割合を引き上げること
- 4 従来型施設の個室ユニット型施設への改修に対する公的補助を実施すること

以上